いわゆる「スキマバイト」等利用時のチェックポイント

近年、スマートフォンのアプリなどを利用し、空いた時間（スキマ時間）に働く「スキマバイト」などと呼ばれる働き方が広まっています。

このような労働者を雇用する際に特に注意していただきたい点を取りまとめましたので、トラブル防止のために参考としてください。

チェック１　労働時間を適正に把握していますか？

労働時間とは

・労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。実作業時間のほか、手待時間（すぐに作業に入れるように待機している時間）や準備・片付等の時間も、使用者の命令下で行われている場合には労働時間に該当します。

・使用者からの明示の指示はなくても、行うことを余儀なくされたりしている業務の準備行為等は労働時間と判断されます。

○労働時間になるか・ならないかが問題になる事例

・着替え

事業場内において作業服等への着替えが義務付けられているような場合は労働時間に該当します。

注意！　着替えの時間については、裁判例で、制服等の着用が任意な場合などは労働時間ではないとされているものもありますが、**単発のアルバイトなどに制服等を着用させる場合、労働者は職場等での着替えを余儀なくされるため、原則として労働時間として取り扱う必要があります。**

・見学

自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員などがその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができない場合の業務見学は原則として労働時間として取り扱う必要があります。

○労働時間の端数の取り扱いについて

１時間未満の端数の時間については、時間外労働、深夜労働等の時間数の１ヶ月の合計について、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上の端数を１ 時間に切り上げることは認められていますが、**１日の時間について30分、15分等の一定の時間未満の時間を一律切り捨てることは違法となります。**

長野労働基準監督署

チェック２　適正な賃金を支払っていますか？

☑　長野県最低賃金は、時間額**９４８円**です。（※）

※　製造業、小売業の一部については、長野県最低賃金より高い特定最低賃金 が定められています。
詳細は長野労働局ホームページ（右QRコード）をご参照ください。

☑　午後10時から午前５時までの時間帯は**25%増**の割増賃金の支払いが必要です。（長野県最低賃金が948円ですので、948円×1.25＝1,185円を下回ることはできません。）

☑　１日８時間、週40時間（※）を超える労働には**25%増**の割増賃金の支払いが必要です。　☜他の職場の労働時間も通算しますので、本業のある労働者を雇用する場合などには注意が必要です。

※　商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の労働者が10名未満の事業場は週44時間。

チェック３　労働条件は書面等で明示していますか？

短期間のアルバイトであっても、雇い入れの際は、就業場所、従事する業務、始業・終業時刻、賃金など、重要な項目について記載した書面（※）の交付が必要です。　※労働者が希望すればファックスや電子メール（印刷可能なもの）も可

◎労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省ホームページの主要様式ダウンロードコーナー（右QRコード）からダウンロード可能です。

さらにチェック！

令和６年（２０２４年）４月からは明示事項が追加されます。
詳しくは厚生労働省ウェブサイト（右QRコード）をご参照ください。

チェック４　安全衛生教育を行っていますか？

労働者を雇い入れたときは、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行わなければなりません。

【教育を行うことが必要な項目】

①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
③作業手順に関すること。
④作業開始時の点検に関すること。
⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
⑥整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること。
⑧前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

さらにチェック！

現在、一定の業種（労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種）では上記①から④についての教育を省略することができますが、令和6年（2024年）4月以降、業種による項目省略規定が廃止されるため、全業種で、作業手順や機械等による作業方法の雇入れ時教育を実施する必要があります。（従事する作業に関係ない事項は除きます。）

このリーフレットについてのお問い合わせ先：長野労働基準監督署（026-223-6310）